

子どもの属する世帯に係る国民健康保険料又は国民健康保険税の補助に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、東京都の区域内に存する区市町村（以下「区市町村」という。）が行う、子ども（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下同じ。）の属する世帯の世帯主の国民健康保険料又は国民健康保険税の負担軽減に関する取組を支援することにより、都民の福祉の増進に資することを目的とする。

（補助の実施）

第二条 前条の目的を達成するため、東京都（以下「都」という。）は、区市町村が国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十七条の規定により条例を制定して行う国民健康保険料の減免に要する費用の一部を、当該区市町村に対し、補助するものとする。

（国民健康保険料又は国民健康保険税の減免に係る補助額）

第三条 都は、区市町村が国民健康保険法の規定による被保険者である子どもの属する世帯の世帯主に対し、国民健康保険料の減免を行い、かつ、当該減免した額に相当する額を一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた場合は、当該減免した額の総額を当該区市町村に対し、補助するものとする。この場合において、補助する額の算定に当たっては、次の各号に掲げる額を合算して得た額を限度とする。

一 区市町村が当該世帯につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第一項第一号に定める基礎賦課額をいう。ただし、区市町村が基礎賦課額を減額するものとした場合においては、当該減額後の額とする。以下同じ。）のうち、子どもに係る被保険者均等割額の合計額（当該世帯の世帯主に対する国民健康保険料の賦課額のうち基礎賦課額が、区市町村が条例により超えることができないと定める額（以下「基礎賦課限度額」という。）となる場合にあっては、当該世帯に属

する子どもの被保険者に係る被保険者均等割額を〇円として算定される当該国民健康保険料に係る基礎賦課額を基礎賦課限度額から減じて得た額）

二 区市町村が当該世帯につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第二号に定める後期高齢者支援金等賦課額をいう。ただし、区市町村が後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合においては、当該減額後の額とする。以下同じ。）のうち、子どもに係る被保険者均等割額の合計額（当該世帯の世帯主に対する国民健康保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額が、区市町村が条例により超えることができないと定める額（以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）となる場合にあつては、当該世帯に属する子どもの被保険者に係る被保険者均等割額を〇円として算定される当該国民健康保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額を後期高齢者支援金等賦課限度額から減じて得た額）

2

前条及び前項の規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第一項の規定に基づき、国民健康保険税を課している区市町村に対する補助について準用する。この場合において、前条中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十七条」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百十七条」と、「国民健康保険料」とあるのは「国民健康保険税」と、前項中「国民健康保険料」とあるのは「国民健康保険税」と、同項第一号中「基礎賦課額」とあるのは「基礎課税額」と、「国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第一項第一号」とあるのは「地方税法第七百三条の四第二項第一号」と、「の賦課額」とあるのは「の課税額」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「基礎課税限度額」と、「基礎課税限度額」と、同項第二号中「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第二号」とあるのは「地方税法第七百三条の四第二項第二号」と、「の賦課額」とあるのは「の課税額」と、「後期高齢者支援金等賦課限度額」とあるのは「後期

高齢者支援金等課税限度額」と読み替えるものとする。

（委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

この条例は、令和四年七月一日から施行し、令和四年度以降の年度分として算定される国民健康保険料及び国民健康保険税の減免について適用する。

（提案理由）

子どもに属する世帯に係る国民健康保険料又は国民健康保険税の負担軽減を図るため、区市町村が行う国民健康保険料又は国民健康保険税の減免に要する費用の一部を補助する必要がある。